参加者の有無を確認する公募手続きに係る
参加意思確認書の提出を求める公示

令和６年４月24日
国土交通省 近畿地方整備局 神戸港湾空港技術調査事務所長 山本　邦夫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

１．当該招請の主旨

本業務は、港湾施設の定期点検診断や臨時点検診断時の利用可否判断に必要とされる情報や精度に対して、潜水士等の作業を補完して調査することが可能な無人の一般資機材（一般的に入手可能な市販の ROV やセンサ等）による情報取得方法を実験的に検証し、それらの限界や問題点を整理するとともに、調査手法を体系化してマニュアル等に取りまとめることを目的とする。また、一般資機材による調査の限界や問題点については、既製品であってもまだ導入実績が少なかったり開発中ではあるが将来有望と考えられる種々の新技術の活用を想定し、将来に向けた解決策を検討するものである。

本業務については高度な知見に基づく技術力を有している必要があることから、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、４．の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、本業務に必要な高度な技術を有する者（以下、「特定の者」という。）との契約手続に移行する。

なお、４．の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の者と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

２．業務概要

（１）業務名

港湾施設における新技術を活用した点検方法の検討業務

（２）業務内容

「港湾施設における新技術を活用した点検方法の検討業務」仕様書のとおり

（３）履行期限

令和７年３月21日まで

３．業務目的

本業務については、港湾施設の定期点検診断や臨時点検診断時の利用可否判断に必要とされる情報や精度に対して、潜水士等の作業を補完して調査することが可能な無人の一般資機材（一般的に入手可能な市販の ROV やセンサ等）による情報取得方法を実験的に検証し、それらの限界や問題点を整理するとともに、調査手法を体系化してマニュアル等に取りまとめることを目的とする。

４．応募要件

（１）基本的要件

①予算決算及び会計令（昭和 22 年４月 30 日勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当

しない者であること。
②近畿地方整備局(港湾空港関係)における令和５・６年度建設コンサルタント等に係るＡ等級の一般競争(指名競争)参加資格の決定を受けていること。
③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
④参加意思確認書の提出期限日から見積書の開札の時までの期間において、近畿地方整備局から「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年３月31日付け港管第927号)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
⑤警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

（２）　技術力に関する要件
ア港湾施設の点検ロボット等の無人点検技術に関する研究実績および高度な知見を有すること。
イ港湾施設の維持管理における点検診断に関する研究実績および高度な知見を有すること。
ウ屋内および屋外実験における点検作業や点検ロボットに関する検証実験に精通していること。

（３）業務執行体制に関する要件
ア　再委託の内容、業務分担構成の妥当性が確保されていること。

５．手続等
（１）担当部局
〒651-0082　兵庫県神戸市中央区小野浜町７番30号
近畿地方整備局　神戸港湾空港技術調査事務所　総務課　総務係
電話 078-331-0057

（２）説明書の交付期間、場所及び方法
令和６年４月24日から令和６年５月14日まで
（１）に同じ。

（３）参加意思確認書の提出期限、場所及び方法
令和６年５月14日14時00分
（１）　に同じ。
原則として電子メールにより提出すること。

６．その他
（１）手続きにおいて使用する言語及び通貨　:　日本語及び日本国通貨に限る。
（２）関連情報を入手するための照会窓口は５．（１）に同じ。
（３）当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限　令和６年６月11日14時00分
（4）近畿地方整備局(港湾空港関係)における令和５・６年度建設コンサルタント等に係るＡ等級の一般競争(指名競争)参加資格を有していない者も５．（３）により参加意思確認書を提出することができるが、その者がプロポーザル方式による技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、プロポーザル方式による技術提案書の提出の時において、当該資格の決定を受けていなければならない。
（５）詳細は説明書による。